

## 【大豊町】

### 端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	1 2 3	1 1 7	1 1 2	1 1 0	1 0 9
② 予備機を含む整備上限 台数	1 4 1	1 3 4	1 2 8	0	0
③ 整備台数 (予備機除く)	0	0	1 1 2	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	0	1 1 2	0	0
⑤ 累積更新率	0	0	1 0 0%	1 0 2%	1 0 3%
⑥ 予備機整備台数	0	0	1 6	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	0	1 6	0	0
⑧ 予備機整備率	0	0	1 2.5%	-	-

(端末の整備・更新計画の考え方)

- ・150台を令和3年度に整備し現在、義務教育学校1校でchromebookを使用
- ・令和8年度にchromebook購入による更新を予定

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

- ・150台の内、教員業務支援員等、学校で引き続き使用する台数を選定し、残台数については、事業者へ処分を委託する
- ・処分時期及び処分台数端末は未定だが、端末処分方法は小型家電リサイクル法の認定事業者へ再使用・再資源化を委託又は資源有効利用促進法の製造事業者へ再使用・再資源化を委託によって処分を行う。なお、データ消去は処分業者へ委託をおこなう。

データ消去方法は①物理的な方法による破壊②磁気的な方法による破壊③OS等からのアクセスが不可能な領域も含めた領域のデータ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去のうちいずれかの方法を選択し、データ消去証明の発行をおこなう。